

# 老人クラブ会員向けに 傷害保険・賠償責任保険で安心補償

2020年10月版

## 傷害保険 〈掛金・補償内容〉

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)

8,000円タイプと12,000円タイプについては、他人の物を壊したり、他人にケガをさせた場合も対象となります。

- ① **対象**: 老人クラブ会員に限ります。1人1口加入で年齢制限はありません。  
加入手続きは所属の老人クラブの保険担当者が取りまとめる団体保険です。

② **保険加入月 および保険期間**

保険加入月(年2回のみ)	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2020年10月加入の場合	2020年7月1日～9月15日まで	2020年10月1日午後4時から1年間
2021年 4月加入の場合	2021年1月1日～3月15日まで	2021年 4月1日午後4時から1年間

- ③ **掛金払込の条件**: 申込みの人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上(追加の場合も同様)  
※払込手数料は申込者負担

- ④ **補償範囲・掛金タイプ**: 「24時間型:4タイプ」・「活動型:2タイプ」の6タイプから1人1つ選択してください。  
複数口加入はできません。

⑤ **掛金・補償内容**

タイプ	24時間型				活動型		
	クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外)のケガの補償額						
補償内容(保険金額)	年間掛金	12,000円	8,000円	5,000円	3,500円	1,000円	500円
死亡保険金		344万円 (174万円)	217万円 (132万円)	210万円 (125万円)	137万円 (92万円)	85万円 (-)	45万円 (-)
後遺障害保険金(注2)		170万円 (-)	85万円 (-)	85万円 (-)	45万円 (-)	85万円 (-)	45万円 (-)
入院保険金日額(注3) 1事故につき30日限度		6,400円 (2,400円)	3,450円 (1,450円)	3,250円 (1,250円)	1,950円 (950円)	2,000円 (-)	1,000円 (-)
通院保険金日額 1事故につき30日限度		4,100円 (1,500円)	2,250円 (950円)	2,100円 (800円)	1,250円 (600円)	1,300円 (-)	650円 (-)
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注4)		1億円限度	1億円限度				
地震・噴火・津波 危険補償		○ (死亡・入院・通院)	○ (死亡・入院・通院)				
熱中症危険補償		○ (死亡・入院・通院)					

⑥ **【クラブ活動中とは】**

(1)「所属する単位クラブが予め計画・実施する活動」および(2)「市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催する活動イベント」ならびに(3)「老人クラブ関係者として他団体の活動」への参加・往復途上を含みます。  
事故証明者: 単位クラブ関係者、参加した主催者連関係者

- (注1) 往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。  
(注2) 後遺障害保険金は、クラブ活動中のケガに起因する場合のみが対象となります。後遺障害の程度に応じて、クラブ活動中の後遺障害保険金の4%～100%が支払われます。  
(注3) 手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。  
(注4) 1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。

- ⑦ **【ご注意】** 「24時間型」については、職種別A(無職・事務職(ケガリスクの低い職業)等)の場合の保険金額となります。  
職種別B(ケガリスクの高い職業)については、下記をご参照ください。(「活動型」に職種別別はありません。)  
● 職種別Bに該当する主な職種  
・「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上6職種)  
・上記に該当する方は、保険金額が変更になります。  
・詳しくは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問合せください。

## 賠償責任保険 〈掛金・補償内容〉

他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険。自分のケガは対象になりません。

- ① **対象**: 老人クラブ(全員加入が条件となります)      ② **保険期間**: 毎年10月から1年間  
③ **掛金**: 1人年額100円(最低引受保険料3,000円)      ④ **補償**: 支払限度額1億円



公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30～17:00(定・日・祝祭日、年末年始)

加入申込書、資料請求先 専用FAX 03-3597-8767      お問い合わせ先 03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> (老人クラブ傷害保険) 検索      メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。

「老人クラブ傷害保険」  
■活動型: 老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険  
■24時間型: 総合生活保険(傷害補償)  
「老人クラブ活動専用賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)」  
ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款になりますが、ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。

20-T00405 2020年4月作成